別冊 (参考資料)

・議題3 ・・・・p1

・議題4 ・・・・p2

・議題5 ・・・・p3~8

えび2そう船びき網漁業許可状況一覧

I	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
諸富町										
工業古										
大 詫 間										
南川南										
広 江										
東与賀町										
佐 賀 市										
久保田町										
灵 担										
福富町										
新 有 明										
白 石										
鹿島市										
た ら										
大	10	10	8	10	10	10	8	8	9	2
丰	10	10	8	10	10	10	8	8	9	2
許可枠	50(25統)									
	H26. 9.15	H27. 9.15	H28. 9.15	H29. 9.15	H30. 9.15	R元.9.15	R2.9.15	R3.9.15	R4.9.15	R5.9.15
	1.25	H27.11.25	H28.11.25	H29.11.25	1.25	1.25	1.25	R3.11.25	R4.11.25	R5.11.25
ł	1	農区は	農区は	農区は	L ₄	L		農区は	票区は	農区は
施 <u>。</u>	9.20∼ 11.30									

ぐち固定式刺網漁業許可状況一覧

									_	
R5				1	4		5	21	R5. 9. 1 ————————————————————————————————————	
R4				1	5		9	21	R4. 9. 1 R5. 4. 30	
R3				1	3		4	21	R3. 9. 1 R4. 4. 30	
R2				1	2		3	21	R2. 9. 1 R3. 4. 30	
R元				1	3		4	21	R元. 9. 1 R2. 4. 30	
Н30				1	3		4	21		
Н29				2	9		8	21	H28. 9. 1 H29. 9. 1 H30. 9. 1 H29. 4. 30 H30. 4. 30 H31. 4. 30	
H28				1	2		3	21	H28. 9. 1 H29. 4. 30	
H27					1		1	21	9. 1 H27. 9. 1 4. 30 H28. 4. 30	
H26		-			1		2	21	H26. 9. 1 H27. 4. 30	
柘	臣	臣	日	明	Æ	無		枠		析
	田田								期	
⊩	条	田町		柜	岨		丰	回	巨	
łX	X	骨	Ш	新	幽	К		計	二十二	備

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第64号

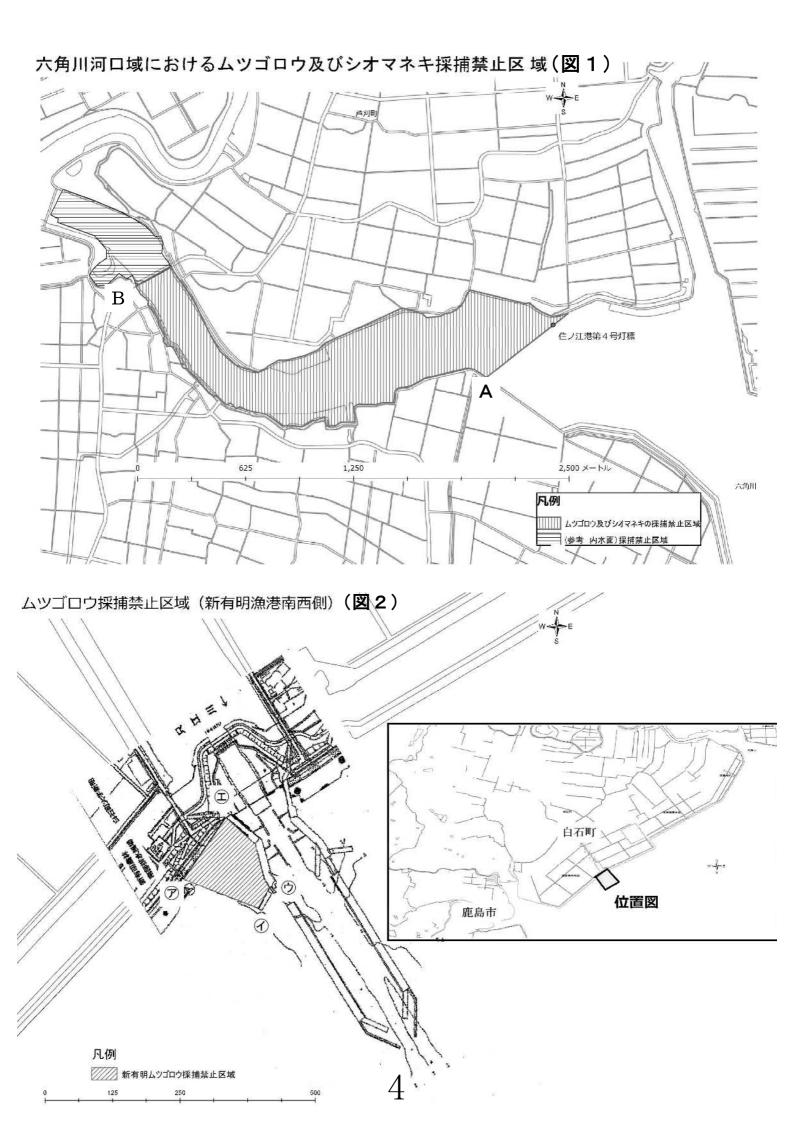
漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により佐賀県有明海区におけるムツゴロウ及びシオマネキの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

令和5年8月17日

佐賀県有明海区漁業調整委員会 会 長 西 久 保 敏

- 1 全長10センチメートル以下のムツゴロウは、採捕してはならない。
- 2 5月1日から5月31日までの間、ムツゴロウを採捕してはならない。
- 3 次の区域内においては、ムツゴロウ及びシオマネキを採捕してはならない。 六角川のうち、次の直線A及びBによって囲まれた区域(別図1)
 - 直線A 杵島郡白石町有明干拓福富地区林源林太郎搦排水樋管下流端と 小城市芦刈町道免1371番地41地先住ノ江港第4号灯標を 通る直線
 - 直線B 佐賀県小城市芦刈町と同杵島郡白石町にかかる住ノ江橋下流端
- 4 次の区域内においては、ムツゴロウを採捕してはならない。
 - ア、イ、ウの各点を順に結んだ直線とウから只江川右岸側桟橋の西側縁 辺に沿って点工に至る線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域(別 図2)
 - 点ア 只江川河口南西側に位置する排水機場(杵島郡白石町新有明農 林南部排水機場)から有明海側に突出したコンクリート舗装排水 路の先端南西端
 - 点イ 只江川河口右岸側桟橋(杵島郡白石町新有明漁港一号物揚桟橋) の南西側に取り付けた斜路の先端部北西端
 - 点ウ 点イの斜路の桟橋への取付基部北西端
 - 点エ 只江川河口右岸側桟橋の国営有明干拓堤防への取付基部西端
- 5 指示の期間は、令和5年9月1日から令和10年8月31日までとする。



◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第65号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により佐賀県有明海区におけるタイラギの採捕について、次のとおり指示する。ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

令和6年3月27日

佐賀県有明海区漁業調整委員会 会 長 西 久 保 敏

- 1 次の区域内においては、タイラギの採捕を禁止する。 ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの各点を順に結んだ直線と最大 高潮時海岸線とによって囲まれた海域(別図のとおり)
 - 点ア 福岡県柳川市七ツ家の南西角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場 境界標石柱と佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された 有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱とを結んだ直線上の中央点 (世界測地系)

点イ 北緯 33 度 4 分 17 秒 東経 130 度 18 分 14 秒

点ウ 北緯 33 度 4 分 23 秒 東経 130 度 17 分 45 秒

点工 北緯 33 度 6 分 39 秒 東経 130 度 15 分 26 秒

点才 北緯 33 度 5 分 44 秒 東経 130 度 12 分 54 秒

点力 北緯 33 度 4 分 36 秒 東経 130 度 11 分 49 秒

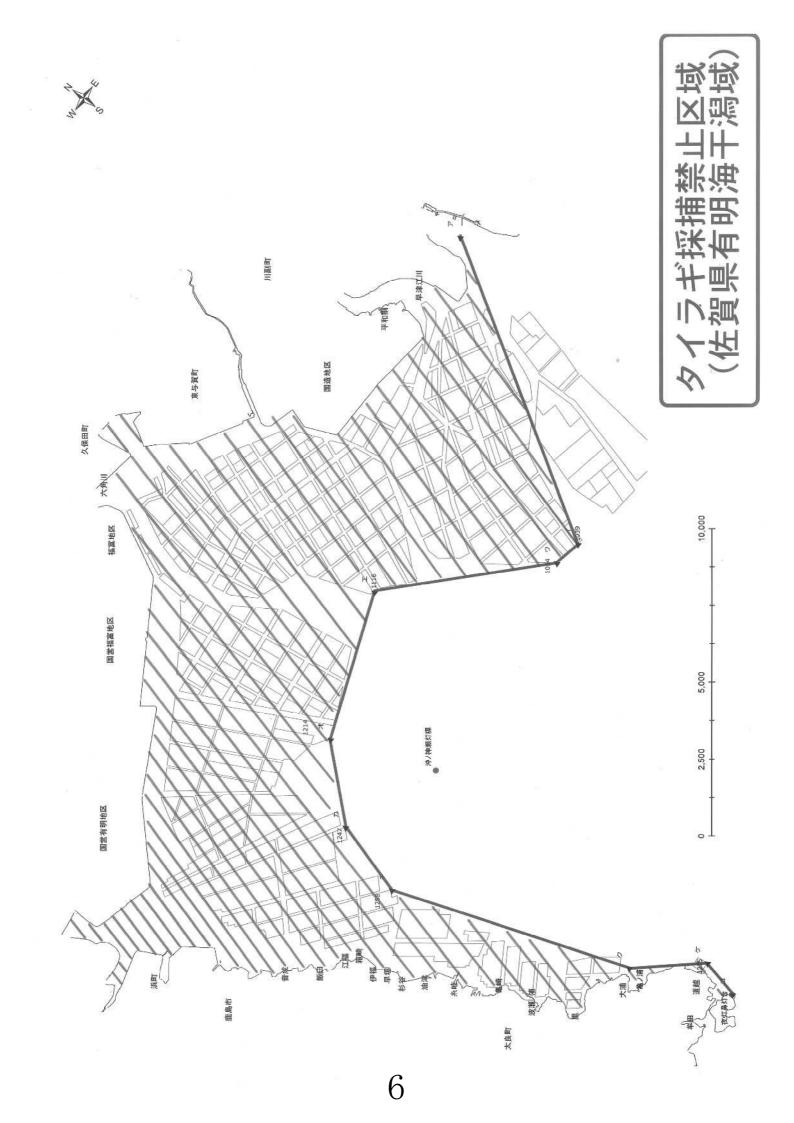
点キ 北緯 33 度 3 分 18 秒 東経 130 度 11 分 25 秒

点ク 亀瀬灯標

点ケ 北緯 32 度 58 分 05 秒 東経 130 度 13 分 40 秒

点コ 夜灯鼻灯台

2 指示の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。



◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第66号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区におけるアゲマキの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

令和6年5月29日

佐賀県有明海区漁業調整委員会 会 長 西 久 保 敏

- 1 アゲマキの採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和6年6月1日から令和7年5月31日までとする。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第67号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区におけるウミタケの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会がウミタケ資源の保護に支障がない として特に認めた場合は、この限りでない。

令和6年5月29日

佐賀県有明海区漁業調整委員会 会 長 西 久 保 敏

- 1 ウミタケの採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和6年6月1日から令和7年5月31日までとする。